

# 学校感染症と出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 19 条 令和 5 年 5 月 8 日改訂)

	病 名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、南米出血熱、痘そう クリミア・コンゴ出血熱、ペスト マールブルグ熱、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ラッサ熱、急性灰白髄炎 (ポリオ) 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス	感染症発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した 後 1 日 を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹【はしか】	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発しんが消失するまで
	水痘【みずぼうそう】	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認めるまで
第三種	腸チフス、パラチフスコレラ 腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認めるまで
	その他の感染症※	学校で通常見られないような重大な流行が起こ った場合に、その感染拡大を防ぐために、必要が ある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三 種の感染症として緊急的に措置をとることがで きる。

※その他の感染症の例 (必ずしも出席停止になるとは限らない)

感染症胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等) : 下痢・嘔吐・発熱症状がある場合

マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌 等 : 急性期は出席停止